

## 「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	使用の許可の取消し等	
根拠条例等・条項	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第7条	
所 管 課	観光部	観光推進課
処 分 基 準	<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">・設定</span>                          ・設定できない                          ・基準を公開できない       </p> <p>《堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例》          （使用の許可の取消し等）          第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p style="margin-left: 20px;">           (1) 第5条第2項各号のいずれかに該当したとき。            (2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。            (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。         </p> <p>2 前項の規定による使用の許可の取消し、使用の制限若しくは停止又は退館によって使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">・聴 聞</span> ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。         」に
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	